

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
<p>第1の1 指定訪問介護相当サービスの事業の一般原則</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。◆市訪問介護相当サービスの基準要綱第3条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 指定訪問介護相当サービス事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。◆市訪問介護相当サービスの基準要綱第3条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。◆市訪問介護相当サービスの基準要綱第3条第4項</p> <p><input type="checkbox"/> 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。◆市訪問介護相当サービスの基準要綱第3条第4項</p>	<p>適・否</p>	<p>令和6年3月31日までは努力義務となる（経過措置）</p> <p>責任者等体制の有・無</p> <p>研修等実施の有・無</p>
<p>第1の2 基本方針</p>	<p><input type="checkbox"/> その利用者が可能な限りその居宅において、状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第4条</p>	<p>適・否</p>	<p>特に「自立支援」の観点からサービスを提供しているか</p> <p>※点検月の利用者数 人</p>
<p>第1の3 暴力団の排除</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定訪問介護相当サービス事業者は、福知山市暴力団排除条例（平成24年福知山市条例第17号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に掲げる暴力団の支配及び影響を排除するために次の各号を遵守しているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第3条第3項</p> <p>(1) 管理者及び従業員は、暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団員でないこと。</p> <p>(2) 事業運営において、暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員等の支配を受けないこと。</p>	<p>適・否</p>	
<p>第2 人員に関する基準 1 訪問介護員等の員数</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定訪問介護相当サービス事業者が事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第5条第1項</p>	<p>適・否</p>	<p>常勤換算 人</p>
<p>2 サービス提供責任者</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護相当サービス事業者が、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としているか。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第5条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の利用者の数は、前3月の平均値とする。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第5条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てているか。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第5条第4項</p> <p><input type="checkbox"/> 市訪問介護相当サービス基準等要綱第5条第2項の規定にかかわ</p>	<p>適・否</p>	<p>責任者 人</p> <p>常勤換算採用の有・無</p> <p>利用者数（前3月平均）</p> <p>サ責必要数 人</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>らず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては事業所におくべきサービス提供責任者の員数は、利用者が50又はその端数を増すごとに1人以上としているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第5条第5項</p> <p><input type="checkbox"/> 指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問介護の人員に関する基準を満たすことをもって、規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第5条第6項</p>		
3 管理者	<p><input type="checkbox"/> 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第6条</p>	適・否	兼務する場合 兼務する職：
第3 設備に関する基準	<p><input type="checkbox"/> 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第7条第1項</p> <p>◎ 他の事業も行っている場合、業務に支障がなければ、区画が明確に特定されていれば足りる。◆平11老企25第3の-02(1)準用</p> <p><input type="checkbox"/> 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。◆平11老企25第3の-02(2)準用</p> <p><input type="checkbox"/> サービスの提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第7条第1項</p> <p>◎ 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。◆平11老企25第3の-02(3)準用</p> <p>◎ それぞれの業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。◆平11老企25第3の-02(3)準用</p> <p><input type="checkbox"/> 指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問介護の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第7条第2項</p>	適・否	届出図面と変更ないか あれば変更届が必要
第4 運営に関する基準 1 内容及び 手続の説明 及び同意	<p><input type="checkbox"/> サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第8条第1項</p> <p>◎ 記載すべき事項は以下のとおり。◆平11老企25第3の-03(1)準用</p> <p>ア 運営規程の概要 イ 訪問介護員等の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等</p> <p>※ 利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。</p> <p><input type="checkbox"/> 同意は書面によって確認しているか。（努力義務） ◆平11老企25第3の-03(1)準用</p>	適・否	最新の重要事項説明書 で内容確認 利用申込者の署名等があるもので現物確認 <p data-bbox="1198 1597 1495 1742">★苦情申立窓口以下に以下の記載が漏れないか <input type="checkbox"/> 福知山市役所（高齢者福祉課） <input type="checkbox"/> 国民健康保険連合会</p> <p data-bbox="1198 1765 1495 1944">★運営規程と不整合ないか <input type="checkbox"/> 職員の員数 <input type="checkbox"/> 営業日・営業時間 <input type="checkbox"/> 通常の事業実施地域 <input type="checkbox"/> 利用料・その他費用</p>
2 提供拒否	<p><input type="checkbox"/> 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。</p>	適	【 事例の有・無 】

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
<p>の禁止</p>	<p>◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第9条</p> <p>◎ サービス提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。</p> <p>◆平11老企25第3のの3(2)準用</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>③ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p> <p>④ 訪問介護相当サービスとして適切な範囲を逸脱したサービス提供を求められた場合 ◆平12老振第76号2</p> <p>ただし、以下のア、イの対処を行っても、利用者が訪問介護相当サービスの対象となるサービスとしては適切でないサービス提供を求めた場合に限る。</p> <p>ア 訪問介護員から利用者に対して、求められた内容が訪問介護相当サービスの給付対象となるサービスとしては適当でない旨を説明すること。担当訪問介護員の説明では利用者の理解が得られない場合には、サービス提供責任者が対応すること。</p> <p>イ 利用者が訪問介護相当サービスの範囲外のサービス利用を希望する場合には、訪問介護員は訪問介護相当サービス事業者又は福知山市に連絡することとし、希望内容に応じて、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用を助言すること。</p> <p>◎ 一般的に生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例 ◆平12老振第76号別紙</p> <p>ア 「直接本人の援助」に該当しない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し</li> <li>・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除</li> <li>・ 来客の応接（お茶、食事の手配等）</li> <li>・ 自家用車の洗車・清掃等</li> </ul> <p>イ 日常生活を営むのに支障を生じないと判断される行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 草むしり</li> <li>・ 花木の水やり</li> <li>・ 犬の散歩等ペットの世話等</li> </ul> <p>ウ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え</li> <li>・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ</li> <li>・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り</li> <li>・ 植木の剪定等の園芸</li> <li>・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等</li> </ul>	<p>・ 否</p>	<p>あればその理由</p>
<p>3 サービス提供困難時の対応</p>	<p>□ 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センターへの連絡、適当な他の指定訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第10条</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>地域外からの申込例があるか。その際の対応（断った、応じた等）</p>
<p>4 受給資格等の確認</p>	<p>□ サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定又は基本チェックリストによる事業対象者であること及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第11条第1項</p> <p>□ 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第11条第2項</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>対処方法確認（申込時にコピー等）</p> <p>記載例あるか。あれば当該事例の計画確認</p>
<p>5 要支援認定等の申請に係る援助</p>	<p>□ サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第12条第1項</p> <p>□ 介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはな</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>【事例の有・無】</p> <p>あれば、その対応内容</p> <p>【事例の有・無】</p> <p>あれば対応内容</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	されるよう、必要な援助を行っているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第12条第2項		
6 心身の状況等の把握	<input type="checkbox"/> サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第13条	適・否	担当者会議参加状況やむをえず欠席する場合、意見照会に回答しているか
7 地域包括支援センター等との連携	<input type="checkbox"/> サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第14条第1項  <input type="checkbox"/> サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第14条第2項	適・否	開始時の連携方法確認  終了事例での連携内容確認（文書で情報提供等）
8 第1号事業支給費の支給を受けるための援助	<input type="checkbox"/> 指定訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときには、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を福知山市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第15条	適・否	【事例の有・無】あれば対応内容
9 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	<input type="checkbox"/> 介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第16条	適・否	居宅サービス計画の入手を確認。作成のない事例あるか確認
10 介護予防サービス計画等の変更の援助	<input type="checkbox"/> 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行っているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第17条  <input checked="" type="checkbox"/> サービスを追加する場合、当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で介護予防サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行うこと。◆平11老企25第3の-の3(7)準用	適・否	ケアマネに相談・協議なく計画変更していないか（相談等経過が記録で確認できるか）  事業所の都合で計画変更を迫っていないか
11 身分を証する書類の携行	<input type="checkbox"/> 訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第10条  <input type="checkbox"/> 証書等には、当該指定訪問介護相当サービス事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名の記載があるか（写真の貼付や職能の記載は努力義務）。◆平11老企25第3の-の3(8)準用	適・否	実物を確認
12 サービスの提供の記録	<input type="checkbox"/> サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、第1号事業支給費の額その他必要事項を、利用者の介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第19条第1項  <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の介護予防サービス計画又はサービス利用票等に記載すべき事項 ◆平11老企25第3の-の3(9)準用 ア サービスの提供日 イ 内容（例えば、身体介護、生活援助の別等） ウ 第1号事業支給費の額 エ その他必要な事項  <input type="checkbox"/> サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を	適・否	個人記録確認 記録なければ提供なしとみなす  （→要記録保存）

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第19号第2項</p> <p>◎ 記録すべき事項 ◆平11老企25第3の-の3(9)②準用</p> <p>ア サービスの提供日 ※サービス開始及び終了時刻含む</p> <p>イ 内容</p> <p>ウ 利用者の心身の状況</p> <p>エ その他必要な事項</p> <p>◎ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 ◆平11老企25第3の-の3(9)②準用</p>		<p>開示内容確認 希望によらず積極的に情報提供している場合はその提供方法</p>
<p>13 利用料等の受領</p>	<p>□ 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る費用基準額から第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第20条第1項</p> <p>□ 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護相当サービスに係る費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第20条第2項</p> <p>◎ 一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。◆平11老企25第3の-の3(10)②準用</p> <p>□ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第20条第3項</p> <p>◎ 訪問介護相当サービスの対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。◆平11老企25第3の-の3(10)③準用</p> <p>□ 交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第20条第4項</p> <p>※ 当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。 この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りる。◆平12老振75、老健122連番準用</p> <p>□ サービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、法に定める領収証を交付しているか。◆法第41条第8項</p> <p>□ 領収証には、サービス提供について支払を受けた費用の額のうち、第1号事業適用の自己負担額及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。◆施行規則第65条</p>	<p>適・否</p>	<p>領収証確認（1割、2割又は3割の額となっているか）</p> <p>【償還払の対象で10割徴収の例の有・無】</p> <p>交通費の設定妥当か</p> <p>同意が確認できる文書等確認</p> <p>口座引落や振込の場合、交付方法及び時期</p> <p>確定申告（医療費控除）に利用できるものか</p>
<p>14 訪問介護相当サービスの請求のための証明書の交付</p>	<p>□ 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第21条</p>	<p>適・否</p>	<p>【事例の有・無】 事例あれば実物控え又は様式確認</p>
<p>15 同居家族に対するサービス提供の禁止</p>	<p>□ 訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせていないか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第22条</p>	<p>適・否</p>	<p>事業所としての不正防止策 ( )</p>
<p>16 利用者に関する福知山市への通知</p>	<p>□ 利用者が正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるときは、遅滞なく、意見を付して福知山市に通知しているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第23条第1号</p> <p>□ 利用者が偽りその他不正な行為によって指定訪問介護相当サービ</p>	<p>適・否</p>	<p>【事例の有・無】 (→要記録保存)</p> <p>【事例の有・無】 (→要記録保存)</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	スの提供を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して福知山市に通知しているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第23条第2号		
17 緊急時等の対応	<input type="checkbox"/> 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第24条	適・否	【マニュアルの有・無】 従業者への周知方法
18 管理者及びサービス提供責任者の責務	<input type="checkbox"/> 管理者は、従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第25条第1項  <input type="checkbox"/> 管理者は、従業者に本主眼事項第4の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第25条第2項  <input type="checkbox"/> サービス提供責任者は、以下に掲げる業務を行っているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第25条第3項 ア 指定訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。 イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 ウ 地域包括支援センター等に対し、サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能、その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。 エ サービス担当者会議への出席等により、地域包括支援センター等と連携を図ること。 オ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。 カ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。 キ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 ク 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。 ケ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。  ◎ この場合、複数のサービス提供責任者を配置する指定訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者間での業務分担を行うことにより、指定訪問介護相当サービス事業所として当該業務を適切に行うことができているときには、必ずしも一人のサービス提供責任者が当該業務の全てを行う必要はない。 ◆平11老企25第3の一の3(16)準用  ◎ サービス提供責任者は、利用者に対して適切な訪問介護相当サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的にとらえるのではなく、当該事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければならない。 ◆平11老企25第3の一の3(16)準用	適・否	管理者が把握しているか  <input type="checkbox"/> サ責がヘルパー業務中心となっていないか  <input type="checkbox"/> モニタリング方法 ( ) ※ヘルパーからの報告のみでなく、サ責として直接利用者へその状況確認をおこなっているか。  <input type="checkbox"/> 訪問介護員の業務の実施状況の確認方法 ( )  <input type="checkbox"/> 左記のサ責業務の実施状況について、支援経過記録等により確認できるか（口頭のみとなっていないか）
19 運営規程	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに、以下の重要事項を内容とする運営規程を定めているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第26条 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ◎ 「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定訪問介護相当サービスに係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない訪問介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること。◆平11老企25第3の一の3(17)準用 オ 通常の事業の実施地域 ◎ 客観的にその区域が特定されるものであること。 ◆平11老企25第3の一の3(17)準用 カ 緊急時等における対応方法 キ 虐待の防止のための措置に関する事項(R6.3.31までは努力義務) ク その他運営に関する重要事項	適・否	変更ある場合、変更届が出されているか (人員のみなら4/1)  その他の費用は金額明示か(実費も可)  <input type="checkbox"/> 通常の事業実施地域は実態に即しているか また、客観的に区域が特定された記載か  ★重要事項説明書と不整合ないか <input type="checkbox"/> 職員の員数 <input type="checkbox"/> 営業日・営業時間 <input type="checkbox"/> 通常の事業実施地域 <input type="checkbox"/> 利用料・その他費用

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
<p>20 介護等の総合的な提供</p>	<p>□ 事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏していないか。  <small>◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第27条</small></p> <p>◎ 当該サービスは、生活全般にわたる援助を行うものであることから、事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を総合的に提供しなければならない。また、提供しているサービスの内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、生活援助のうち特定のサービス行為に偏ったりしてはならない。</p> <p>また、サービス提供の実績から特定のサービス行為に偏っていることが明らかな場合に限らず、事業運営の方針、広告、従業員の勤務体制、当該事業者の行う他の事業との関係等の事業運営全般から判断して、特定のサービス行為に偏ることが明らかであれば、上記基準（市指定訪問介護相当サービスの基準等要綱第27条）に抵触する。</p> <p>なお、「偏っている」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当するものである。<small>◆平11老企25第3の-03（18）準用</small></p> <p>※ 既に特定の行為に偏っている指定訪問介護相当サービス事業者の取扱い                  既に指定を受けて、サービス提供を行っている事業所において、提供しているサービスの内容が特定のサービス行為に偏っている場合には、改善指導等を行うこととなる。<small>◆平13老振第17号3準用</small></p>	<p>適・否</p>	
<p>21 勤務体制の確保等</p>	<p>□ 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めているか。  <small>◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第28条第1項</small></p> <p>◎ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。<small>◆平11老企25第3の-03（19）①準用</small></p> <p>□ 事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供しているか。<small>◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第28条第2項</small></p> <p>◎ 雇用契約、労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にあること。<small>◆平11老企25第3の-03（19）②準用</small></p> <p>□ 訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。<small>◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第28条第3項</small></p> <p>□ 適切な指定訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。<small>◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第28条第4項</small></p> <p>◎ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</p> <p>イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容                  事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。</p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発                  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応する</p>	<p>適・否</p>	<p>常勤者の管理方法                  登録ヘルパーの “ ”</p> <p>※管理者のタイムカード等出勤簿が作成されているか</p> <p>内部研修実施状況確認                  記録の【有・無】                  （実施日時、参加者、配布資料等）</p> <p>ハラスメント対策の実施                  【有・無】</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>ために必要な体制の整備                      相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化されていることから、必要な措置を講ずること。</p> <p>□ 事業主が講じることが望ましい取組について                      パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講ずるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。</p>		<p>カスタマーハラスメント対策の実施                      【有・無】</p>
<p>22 業務継続計画の策定</p>	<p>□ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。◆市訪問介護相当サービスの基準要綱第28条の2第1項</p> <p>□ 訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。                      ◆市訪問介護相当サービスの基準要綱第28条の2第2項</p> <p>□ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。◆市訪問介護相当サービスの基準要綱第28条の2第3項</p>	<p>適・否</p>	<p>令和6年3月31日までは努力義務となる（経過措置）</p>
<p>23 衛生管理等</p>	<p>□ 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第29条第1項</p> <p>◎ 訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講ずること。◆平11老企25第30-03(20)準用</p> <p>□ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。                      ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第29条第2項</p> <p>□ 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。                      (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。                      (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。                      (3) 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。                      ◆市訪問介護相当サービスの基準要綱第29条第3項、◆令3厚労告71第6条</p>	<p>適・否</p>	<p>従業者健康診断の扱い職員がインフルエンザ等罹患時の対処方法</p> <p>事業所支給品の有・無</p> <p>令和6年3月31日までは努力義務となる（経過措置）</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
24 掲示	<p>□ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第30条第1項</p> <p>□ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、事業所の掲示に代えることができる。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第30条第1項</p>	適・否	<p>掲示でない場合は代替方法確認 苦情対応方法も掲示されているか（窓口として市役所・国保連の記載あるか）</p>
25 秘密保持等	<p>□ 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第31条第1項</p> <p>□ 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第31条第2項</p> <p>◎ 具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこと。◆平11老企25第3の-の3(21)②準用</p> <p>※ 予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。</p> <p>□ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第31条第3項</p> <p>◎ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。◆平11老企25第3の-の3(21)③準用</p>	適・否	<p>従業者への周知方法 就業規則等確認</p> <p>事業所の措置内容</p> <p>同意文書確認</p>
26 広告	<p>□ 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第32条</p>	適・否	<p>【 広告の有・無 】 あれば内容確認</p>
27 不当な働きかけの禁止	<p>□ 地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行っていないか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第32条の2第1項</p> <p>□ 介護予防サービス計画の作成又は変更に際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該介護予防サービス計画上に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行っていないか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第32条の2第2項</p>	適・否	
28 地域包括支援センターに対する利益供与の禁止	<p>□ 地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第33条</p>	適・否	
29 苦情処理	<p>□ 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第34条第1項</p> <p>◎ 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。◆平11老企25第3の-の3(23)①準用</p> <p>□ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第34条第2項</p> <p>◎ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの</p>	適・否	<p>【マニュアルの有・無】 一次窓口及び担当者名（ ）</p> <p>事例確認 あれば処理結果確認</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。◆平11老企25第3の-の3(23)②準用</p> <p>□ 提供したサービスに関し、法第115条45の7第1項の規定により福知山市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は福知山市の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して福知山市が行う調査に協力するとともに、福知山市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第34条第3項</p> <p>□ 福知山市からの求めがあった場合には、上記改善の内容を福知山市に報告しているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第34条第4項</p> <p>□ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第34条第5項</p> <p>□ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第34条第6項</p>		<p>(→要記録保存)</p> <p>事例の有・無 直近事例 ( 年 月)</p>
<p>30 地域との連携等</p>	<p>□ 指定訪問介護相当サービスの運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、福知山市が派遣する相談及び援助を行う事業その他の福知山市が実施する事業に協力するよう努めているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第35条第1項</p> <p>◎ 「福知山市が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く福知山市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。◆平11老企25第3の-の3(24)準用</p> <p>□ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第35条第2項</p>	<p>適・否</p>	
<p>31 事故発生時の対応</p>	<p>□ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、福知山市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第36条第1項</p> <p>◎ 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。◆平11老企25第3の-の3(25)①準用</p> <p>□ 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第36条第2項</p> <p>◎ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止対策を講じること。◆平11老企25第3の-の3(25)③準用</p> <p>□ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第36条第3項</p> <p>◎ 損害賠償保険に加入又は賠償資力を有することが望ましい。 ◆平11老企25第3の-の3(25)②準用</p>	<p>適・否</p>	<p>【マニュアルの有・無】 従業者への周知方法</p> <p>事例確認 (→要記録保存) 事例分析しているか</p> <p>ヒヤリハットの有・無</p> <p>賠償保険加入の有・無 保険名：</p>
<p>32 虐待の防止</p>	<p>□ 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研</p>	<p>適・否</p>	<p>令和6年3月31日までは努力義務となる（経過措置）</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第36条の2</p>		
<p>33 会計の区分</p>	<p>□ 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第37条</p> <p>□ 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」に沿って適切に行われているか。◆平11老企25第3の-の3(26)、◆平13老振18準用</p>	<p>適・否</p>	
<p>34 記録の整備</p>	<p>□ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第38条第1項</p> <p>□ 利用者に対するサービスの提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第38条第2項</p> <p>ア 指定訪問介護相当サービス計画</p> <p>イ 本主眼事項第4の12における提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>ウ 本主眼事項第4の16における福知山市への通知に係る記録</p> <p>エ 本主眼事項第4の29における苦情の内容等の記録</p> <p>オ 本主眼事項第4の31における事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p>	<p>適・否</p>	
<p>35 電磁的記録等</p>	<p>□ 事業者及び提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（本主眼事項第4の4並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第43条第1項</p> <p>□ 指定訪問介護相当サービス事業者及び指定訪問介護相当サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第43条第2項</p>	<p>適・否</p>	
<p>第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>1 指定訪問介護相当サービスの基本取扱方針</p>	<p>□ 指定訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第39条第1項</p> <p>□ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第39条第2項</p> <p>◎ 目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うこと。 評価に基づき計画の修正を行う等改善を図ること。 ◆平11老企25第4の三(1)④準用</p> <p>□ サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものを常に意識してサービスの提供に当たっているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第39条第3項</p> <p>□ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第39条第4項</p> <p>◎ 「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基</p>	<p>適・否</p>	<p>【自主点検の有・無】</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。◆平11老企25第4の三1(1)③準用</p> <p>□ サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、またその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第39条第5項</p>		
<p>2 指定訪問介護相当サービスの具体的な取扱方針</p>	<p>1 □ サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第40条第1号</p> <p>2 □ サービス提供責任者は、1に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス計画（様式任意）を作成しているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第40条第2号</p> <p>◎ 計画作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にすること。</p> <p>◎ 記載すべき事項</p> <p>ア 指定訪問介護相当サービスの目標</p> <p>イ 担当する訪問介護員等の氏名</p> <p>ウ 提供するサービスの具体的な内容</p> <p>エ 所要時間</p> <p>オ 日程等</p> <p>3 □ 訪問介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第40条第3号</p> <p>◎ 計画作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護相当サービス計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるかを確認し、必要に応じて計画を変更すること。</p> <p>◎ 指定介護予防支援等基準第30条第12号において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から訪問介護相当サービス計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護相当サービス計画を提出することに協力するよう努めるものとする。◆平11老企25第4の三1(2)⑥準用</p> <p>4 □ 訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第40条第4号</p> <p>◎ 実施状況や評価についても説明を行うこと。</p> <p>5 □ サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該訪問介護相当サービス計画を利用者に交付しているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第40条第5号</p> <p>6 □ サービスの提供に当たっては、訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第40条第6号</p> <p>7 □ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第40条第7号</p> <p>8 □ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第40条第8号</p> <p>◎ 常に新しい介護技術を習得する等、研鑽を行うこと。</p> <p>9 □ サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画に基づくサービ</p>	<p>適否</p>	<p>全利用者の計画 →【有・無】</p> <p>アセスメント記録→【有・無】 (方法・様式を確認)</p> <p>□計画の内容確認 (記載すべき事項があるか)</p> <p>□介護予防サービス計画の入手確認 □担当者会議への出席状況及び会議内容の記録を確認 □計画への反映確認</p> <p>□説明の方法確認 同意は文書か</p> <p>□交付したことを確認 できる記録があるか</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
<p>10</p> <p>11</p> <p>12</p>	<p>スの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該訪問介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第40条第9号</p> <p>□ サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該指定訪問介護相当サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センターに報告しているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第40条第10号</p> <p>□ サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて指定訪問介護相当サービス計画の変更を行っているか。 ◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第40条第11号</p> <p>□ 1から10までの規定は、11に規定する指定訪問介護相当サービス計画の変更について準用しているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第40条第12号</p>		<p>□月1回報告記録確認</p> <p>□計画期間内のモニタリングについて少なくとも1回以上実施しているか記録で確認</p> <p>□モニタリング結果の報告したことを確認できる記録があるか</p>
<p>3 指定訪問介護相当サービスの提供に当たった留意点</p>	<p>□ サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、以下に掲げる事項に留意しながら行っているか。 ア サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、指定訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第41条第1号 イ 自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しているか。◆市訪問介護相当サービス基準等要綱第41条第2号</p>	<p>適・否</p>	<p>介護予防サービス計画と実際のプランの内容確認</p>
<p>第6 変更の届出等</p>	<p>□ 事業所の名称及び所在地その他施行規則第140条の63の5で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を福知山市長に届け出ているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>第7 第1号事業支給費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本的事項</p>	<p>□ 福知山市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領別表により算定されているか。</p> <p>□ 事業に要する費用の額は、福知山市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領別表の第1号事業費単位表に定める単位に、1単位の単価として10円を乗じて算定されているか。 ◆市第1号事業費用算定基準要領第2条第1項</p> <p>□ 単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 ◆市第1号事業費用算定基準要領第2条第2項</p> <p>□ 同一サービス他事業所の利用について 利用者が一の指定訪問介護相当サービス事業所において指定訪問介護相当サービスを受けている間、当該指定訪問介護相当サービス事業所以外の指定訪問介護相当サービス事業所が指定訪問介護相当サービスを行った場合に、訪問介護相当サービス費を算定していないか。 また、利用者が指定訪問型サービスA事業所において指定訪問型サービスAを受けている間、指定訪問介護相当サービス事業所が指定訪問介護相当サービスを行った場合に、訪問介護相当サービス費を算定していないか。◆市第1号事業費用算定基準要領別表1注7</p> <p>□ 短期入所サービスの入所日及び退所日等におけるサービスの算定について 介護予防短期入所サービスのサービス開始・終了日（入退所・入退</p>	<p>適・否</p>	

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>院日)であっても、訪問介護相当サービス費は算定できる。                      ◆平18老計発第0317001号他第2の1(3)</p> <p>□ 同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合について利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、指定訪問介護相当サービスと介護予防訪問看護、指定訪問介護相当サービスと介護予防訪問リハビリテーションを同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。◆平18老計発第0317001号他第2の1(4)準用</p> <p>□ 指定訪問介護相当サービスの行われる利用者の居宅について指定訪問介護相当サービスは要支援者等の居宅において行われるものとされており、要支援者等の居宅以外において行われるものは算定できない。◆平18老計発第0317001号他第2の1(5)準用</p> <p>□ 生活援助従事者研修課程の修了した者が身体介護に従事した場合に、当該月において訪問介護相当サービス費を算定していないか。                      ◆市第1号事業費用算定基準要領別表1注8</p>		
<p>2 訪問介護相当サービス費</p>	<p>□ 利用者に対して、事業所の訪問介護員等が、指定訪問介護相当サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定しているか。◆市第1号事業費用算定基準要領別表1</p> <p>&lt;訪問介護相当サービス費(1月につき)&gt;</p> <p>イ 訪問介護相当サービス費(I) 1, 176単位                      (要支援1, 要支援2又は事業対象者に週1回程度の訪問を行うサービス計画がある場合)</p> <p>ロ 訪問介護相当サービス費(II) 2, 349単位                      (要支援1, 要支援2又は事業対象者に週2回程度の訪問がある場合)</p> <p>ハ 訪問介護相当サービス費(III) 3, 727単位                      (要支援2に週2回を超える程度の訪問を行うサービス計画がある場合)</p>	<p>適・否</p>	
<p>3 指定訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者に対する取扱い</p>	<p>□ 指定訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護相当サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は指定訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90を算定しているか。                      ◆市第1号事業費用算定基準要領別表1注2</p>	<p>適・否</p>	<p>【算定の有・無】</p>
<p>4 特別地域加算</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問介護相当サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護相当サービスを行った場合は、特別地域加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。                      ◆市第1号事業費用算定基準要領別表1注3</p> <p>※ 支給限度額の管理対象外。</p>	<p>適・否</p>	<p>【算定の有・無】</p>
<p>5 中山間地域等小規模事業所加算</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準(注)に適合する事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。                      ◆市第1号事業費用算定基準要領別表1注4</p> <p>注 厚生労働大臣が定める施設基準 ◆平27厚告96第68号                      1月当たり実利用者数が5人以下の指定訪問介護相当サービス事業所であること。</p> <p>※ 支給限度額の管理対象外。</p>	<p>適・否</p>	<p>【算定の有・無】</p> <p>1月当たり実利用者数                      人</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
6 中山間地域等サービス提供加算	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>◆市第1号事業費用算定基準要領別表1注5</p> <p>※ 支給限度額の管理対象外。</p>	適・否	【 算定の有・無 】
7 初回加算	<p>□ 事業所において、新規の利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護相当サービスを行った日の属する月に指定訪問介護相当サービスを行った場合又は当該指定訪問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護相当サービスを行った日の属する月に指定訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき200単位を加算しているか。ただし、生活援助従事者研修修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。</p> <p>◆市第1号事業費用算定基準要領別表1二注</p>	適・否	【 算定の有・無 】
8 生活機能向上連携加算	<p>□ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）100単位 サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス計画を作成し、当該訪問介護相当サービス計画に基づく指定訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該指定訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算しているか。◆市第1号事業費用算定基準要領別表1本注1</p> <p>□ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）200単位 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護相当サービス計画に基づく指定訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該指定訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>◆市第1号事業費用算定基準要領別表1本注2</p> <p>（1）生活機能向上連携加算（Ⅱ）の算定の取扱い</p> <p>◎1 「生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定訪問介護相当サービスの内容を定めたものでなければならない。◆平12老企36第2の2（20）①イ第1項</p> <p>◎2 ◎1の訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、認可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）が利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する又は当該理学療法士等及びサービス提供責任者が</p>	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（サービス担当者会議として開催されるものを除く。）を行い、当該利用者のADL及びIADLに関する利用者の状況につき、理学療法士等とサービス提供責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（生活機能アセスメント）を行うものとする。</p> <p>カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、サービス提供責任者及び理学療法士等により実施されるもので差し支えない。さらに、この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院である。◆平12老企36第2の2(20)①ロ準用</p> <p>◎3 ◎1の訪問介護相当サービス計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならない。</p> <p>◆平12老企36第2の2(20)①ハ準用</p> <p>ア 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容</p> <p>イ 生活機能アセスメントの結果に基づき、アの内容について定めた3月を目途とする達成目標</p> <p>ウ イの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標</p> <p>エ イ及びウの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容</p> <p>◎4 ◎3のイ及びウの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。◆平12老企36第2の2(20)①ニ準用</p> <p>◎5 ◎1の訪問介護相当サービス計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定訪問介護相当サービスの内容として、例えば次のようなものが考えられること。</p> <p>達成目標として「自宅のポータブルトイレ利用回数1日1回以上利用（1月目、2月目の目標として座位の保持時間）」を設定。</p> <p>（1月目）訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッドの上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。</p> <p>（2月目）ベッドの上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。</p> <p>（3月目）ベッドの上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（訪問介護員等は、指定訪問介護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う。）◆平12老企36第2の2(20)ホ準用</p> <p>◎6 本加算は◎2の評価に基づき、◎1の訪問介護相当サービス計画に基づき提供された初回の指定訪問介護相当サービスの提供日が属する月以降3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度◎2の評価に基づき訪問介護相当サービス計画を見直す必要があること。なお、当該3月の間に利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能であること。◆平12老企36第2の2(20)①ハ準用</p> <p>◎7 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予</p>		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>防通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及び◎3のイの達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。◆平12老企36第2の2(20)①ト準用</p> <p><i>H30Q&amp;A Vol.1 問3</i></p> <p>生活機能向上連携加算（Ⅱ）の「一環」とは、具体的には、介護予防訪問リハビリテーションであれば、介護予防訪問リハビリテーションで訪問する際に訪問介護相当サービス事業所のサービス提供責任者が同行することとであるが、リハビリテーションを実施している医療提供施設の医師については、訪問診療を行う際に訪問介護相当サービス事業所のサービス提供責任者が同行することが考えられる。</p> <p>（2）生活機能向上連携加算（Ⅰ）の算定の取扱い                  （1）の◎2, 6, 7を除き（1）を適用する。                  ◆平12老企36第2の2(20)②イ準用</p> <p>※ 本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上でサービス提供責任者に助言を行い、サービス提供責任者が、助言に基づき（1）の訪問介護相当サービス計画を作成（変更）するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的実施することを評価するものである。</p> <p>イ ◎1の訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定訪問介護相当サービス事業所のサービス提供責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて把握した上で、当該指定訪問介護相当サービス事業所のサービス提供責任者に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等とサービス提供責任者で事前に方法を調整するものとする。</p> <p>ロ 当該指定訪問介護相当サービス事業所のサービス提供責任者は、イの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、◎1の訪問介護相当サービス計画の作成を行うこと。なお、◎1の訪問介護相当サービス計画には、イの助言の内容を記載すること。</p> <p>ハ 本加算は◎1の訪問介護相当サービス計画に基づき訪問介護相当サービスを提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、イの助言に基づき訪問介護相当サービス計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能であるが、利用者の急性憎悪等により訪問介護相当サービス計画を見直した場合を除き、◎1の訪問介護相当サービス計画に基づき指定訪問介護相当サービスを提供した翌月及び翌々月は算定しない。</p> <p>ニ 計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告すること。なお、再度イの助言に基づき訪問介護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能である。</p> <p><i>H30Q&amp;A Vol.4 問1</i></p> <p>利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況）に関する利用者の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行った上で、訪問介護相当サービス計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならないことから、外部の理学療法士等は、生活機能アセスメントに留意した助言を行うことが求められる。</p>		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>① 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容</p> <p>② 生活機能アセスメントの結果に基づき、①の内容について定めた3月を目途とする達成目標</p> <p>③ ②の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標</p> <p>④ ②及び③の目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容</p> <p>ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合については、具体的には次のような方法が考えられる。</p> <p>① 訪問介護相当サービス事業所のサービス提供責任者と外部の理学療法士等が、リアルタイムでのコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な情報通信機器を用いて、外部の理学療法士等が利用者のADL及びIADLの状況を把握すること。なお、通信時間等の調整を行い、当該利用者の自宅（生活の場・介護現場）にてビデオ通話を行うこと。</p> <p>② 訪問介護相当サービス事業所のサービス提供責任者と外部の理学療法士等が、あらかじめ、動画によって利用者のADL及びIADLの状況について適切に把握することができるよう、動画の撮影方法及び撮影内容を調整した上で、訪問介護相当サービス事業所のサービス提供責任者が利用者宅で動画撮影を行い、当該動画データを外部の理学療法士等に提供することにより、外部の理学療法士等が利用者のADL及びIADLの状況を把握すること</p> <p>なお、当該利用者のADL及びIADLの動画内容は、当該利用者の自宅（生活の場・介護現場）の環境状況、動作の一連の動き等がわかるように撮影すること。</p> <p>また、実施に当たっては、利用者の同意を取るとともに、個人情報の適切な取扱いに留意することが必要である。SNS（Social Networking Service）の利用については、セキュリティが十分に確保されていないサービスもあることから、一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会（HISPRO）が公表している「医療情報連携において、SNSを利用する際に気を付けるべき事項」を参考に、適切な対策を講じることが適当である。なお、外部の理学療法士等が、保険医療機関の電子カルテなどを含む医療情報システムと共通のネットワーク上の端末を利用して行う場合には、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第5版）」（平成29年5月）に対応していることが必要である。</p>		
<p>9 介護職員処遇改善加算</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして福知山市長に届け出た指定訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、当該基準に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、当該基準に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>◆市第1号事業費用算定基準要領別表1ハ注</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数 × 137/1000</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数 × 100/1000</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数 × 55/1000</p> <p>※ 介護職員処遇改善加算に使用する所定単位数は、指定訪問介護相当サービス費（Ⅰ）～（Ⅲ）、初回加算、生活機能向上連携加算までにより算定した単位数の合計とする。◆市第1号事業費用算定基準要領別表1ハ注</p> <p>※ 支給限度額の管理対象外とする。</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p> <p>算定有の場合 加算の種類 【Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】</p>
<p>10 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める基準（「令和4年6月21日老発0621第1号」で定める基準を言う。）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして福知山市長に届け出た指定訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算しているか。ただし、当該基準に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、当該基準に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（Ⅰ）の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していることを要件とする。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）            所定単位数 × 63/1000</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）            所定単位数 × 42/1000</p> <p>※ 介護職員等特定処遇改善加算に使用する所定単位数は、指定訪問介護相当サービス費（Ⅰ）～（Ⅲ）、初回加算、生活機能向上連携加算までにより算定した単位数の合計とする。◆市第1号事業費用算定基準要領別表1ト注</p> <p>※ 支給限度額の管理対象外とする。</p>		<p>算定有の場合            加算の種類            【Ⅰ・Ⅱ】</p>
<p>11 介護職員等ベースアップ等支援加算</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして福知山市長に届け出た指定訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。</p> <p>所定単位数 × 24/1000</p> <p>※ 介護職員等ベースアップ等支援加算に使用する所定単位数は、指定訪問介護相当サービス費（Ⅰ）～（Ⅲ）、初回加算、生活機能向上連携加算までにより算定した単位数の合計とする。◆市第1号事業費用算定基準要領別表1チ注</p> <p>※ 支給限度額の管理対象外とする。</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p>
<p>12 サービス種類相互の算定関係</p>	<p>□ 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、指定訪問介護相当サービス費を算定していないか。</p> <p>◆市第1号事業費用算定基準要領別表1注6</p> <p>◎ ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対して指定訪問介護相当サービスを利用させることは差し支えない。</p> <p>◆平18老計発第0317001号他第2の1(2)</p> <p>◎ 介護予防短期入所者生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている者については、指定訪問介護相当サービス費等は算定できない。 ◆平18老計発第0317001号他第2の1(2)</p>	<p>適・否</p>	<p>【 該当の有・無 】</p>
<p>13 その他</p>	<p>□ 上記以外の基本的な取扱いについては、訪問介護の取扱い方針に従うこととしているか。</p>	<p>適・否</p>	